

溶融スラグ有効利用ガイドライン

1 「岡崎市溶融スラグ資材」の使用

(1)書類提出

請負者は、使用材料承諾願に以下の内容を記載し、市監督員に提出して下さい。

特記仕様書（施工条件）に指定されている品目において、溶融スラグ HP など
で「岡崎市溶融スラグ資材」の有無を確認し記載して下さい。

請負者は、「岡崎市溶融スラグ資材」が存在する場合は原則使用することとし、
品質を証明する資料を添付して下さい。ただし、「岡崎市溶融スラグ資材事前
承諾制度」にて事前承諾されている資材は、事前承諾書の写しを添付すること
により、品質を証明する資料を省略することができます。

「岡崎市溶融スラグ資材」の納期は、従来品より長く必要であることが想定
されるため、早期に材料発注を行って下さい。

「岡崎市溶融スラグ資材」は存在するが、下記に示す理由により使用できない
場合は、理由番号を記載して下さい。

理由 1・・・「岡崎市溶融スラグ資材」の納期が、工事工程に著しく影響を
与え、工事完成が遅れることが明確である。（実施工程表に納
期を明記し提出する。）

理由 2・・・資材の量が少量のため、製造できない。

理由 3・・・製造メーカーが繁忙期であるなどの理由により製造できない。

その他の理由による場合は、具体的な理由を記載して下さい。

(2)使用確認

市監督員は、承諾した「岡崎市溶融スラグ資材」が工事で使用されていることを
以下のとおり確認します。また、請負者は、確認に必要な資料を市監督員に提出
して下さい。

アスファルト合材、路盤材は出荷伝票で確認します。

コンクリート二次製品は、製品に標示された章票（図 - 1）で岡崎市溶融ス
ラグ入り製品であることを確認します。

再生資源利用計画書にて溶融スラグ資材の使用量を確認します。

図 - 1 岡崎市溶融スラグ入り製品の章票



2 再生資源利用計画書

請負者は、再生資源利用計画書において「岡崎市溶融スラグ資材」を使用した際においては以下のとおり記載して下さい。

(1) 加熱アスファルト混合物

記載内容

建設資材の規格欄に「岡崎スラグ入り」と記入して下さい。

比重

「溶融スラグを含まない同一規格の建設資材」と同等とします。

(2) 路盤材

記載内容

建設資材の規格欄に「岡崎スラグ入り」と記入して下さい。

比重

「溶融スラグを含まない同一規格の建設資材」と同等とします。

(3) コンクリート二次製品

記載内容

建設資材の規格欄に「岡崎スラグ入り」と記入して下さい。

比重

「溶融スラグを含まない同一規格の建設資材」と同等とします。

(4) 埋戻材

記載内容

建設資材のその他の建設資材の欄に「岡崎市溶融スラグ」と記入して下さい。

比重

1.6 t / m³とします。

3 埋戻材への利用

(1)事前連絡

請負者は、溶融スラグを埋戻材に使用する際には、事前に「溶融スラグ使用申請書」を中央クリーンセンター（0564-22-1153）に提出して下さい。

(2)引渡し

請負者は、事前連絡により決定した日時に、「溶融スラグ使用申請書」の写しを持参の上、中央クリーンセンターまで取りに行くこととし、その際の積込みは中央クリーンセンターにて行います。

中央クリーンセンター内の通行においては、「中央クリーンセンター内の動線図」を遵守して下さい。

(3)運搬

請負者は、溶融スラグの運搬時において飛散防止に努めることとします。

(4)仮置き保管

請負者は、埋戻材として利用するために工事現場にて仮置き保管をする際は、土砂と同様の管理をして下さい。ただし、長期の仮置き保管が想定される場合には、風による小粒径スラグ飛散抑制対応としてシート養生などの対策を行って下さい。

(5)再掘削

再掘削した溶融スラグは、以下に示す方法により再利用することとします。その際には、再掘削した溶融スラグは廃棄物に該当しません。

同一工事で再利用する。

他の岡崎市発注工事で再利用する。

民間工事などで再利用する。ただし、引渡す際には、溶融スラグであることを伝えると共に逆有償にならないようにする。

上記、～の方法にて再利用できない場合は、産業廃棄物「ガラスくず」として適正に処理することとします。

4 適用日

このガイドラインは、平成23年4月1日から適用します。